

# 法人文書部分開示決定通知書

総法文1695号

平成29年7月10日

添田孝史様

国立大学法人東北大学



平成29年4月7日付け（受付：平成29年4月10日）の審査請求を受け、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）に基づき、受託契約、共同契約及び学術指導の契約相手先に対し、契約相手先名の開示について意見照会を行った結果、支障が無い旨の回答を得ることができた一部の契約相手先については、原決定を変更し追加開示することと決定しましたので、法第9条第1項の規定により次のとおり通知します。

なお、それ以外の不開示部分については、引き続き原決定を維持するものといたします。

開示する法人文書の名称	外部資金一覧表（平成24年度～28年度）
開示しない部分及び一部を開示しない理由	<ul style="list-style-type: none"><li>・「寄付者名のうち、個人の氏名、企業等の代表者及び代表取締役以外の職にある者の氏名」は、個人に関する情報で、特定の個人を識別できる情報であり、これを公にすることを定めた法令等は存在せず、慣行も認められないため不開示とするものです（個人に関する情報（法第5条第1号））。</li><li>・「受託契約、共同契約及び学術指導の契約相手先」の一部の契約相手方である企業や団体等の法人名は公にすることにより、当該法人が本学との研究を進めていることが明らかになり、その法人の権利や競争上の地位など正当な利益を損なうおそれがあるため不開示とするものです（法人等に関する情報（法第5条第2号））。</li></ul>
法人文書の種類・数量等	A4判 白黒文書 片面13枚 両面5枚
備考	この決定に対し引き続き不服がある場合は、総務省情報公開・個人情報保護審査会に諮問いたしますので、別紙回答書によりお知らせ願います。

平成29年7月10日

添 田 孝 史 様

東北大学情報公開室

法人文書部分開示決定通知書の送付について

標記につきまして、審査請求を受け、改めて審議・検討を行いましたので、別添のとおり「法人文書部分開示決定通知書」をお送りいたします。

つきましては、お手数ではございますが、引き続き不服申立てを維持されるか、取り下げるかを別紙によりご回答くださるようお願いいたします。

ご不明な点等がありましたら、下記連絡先までお問い合わせ願います。

連絡先：

〒980-8577 仙台市青葉区片平二丁目1番1号

東北大学情報公開室

電話 022-217-4848